



島根県報

平成26年5月20日（火）

第2,598号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 2

国土調査の指定 (用地対策課) 2

【公 告】

平成26年度危険物取扱者保安講習の実施 (消防総務課) 3

基本測量の実施 (用地対策課) 4

【労委告示】

あっせん員候補者の告示 4

【雑 報】

消防設備士試験の実施 (消防総務課) 5

【正 誤】

平成26年3月28日付け島根県報号外第41号中 (医療政策課) 6

告 示**島根県告示第319号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
未来プロジェクト株式会社	通所介護	デイサービスセンター	仁多郡奥出雲町横田1009番	平成26年 5月15日
	介護予防通所介護	さんさん	6	

島根県告示第320号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市山口町山口字大畑向1388-1、字平ヶ谷1390-1、1394、1394-1、字瀬越1395-2、1396-1、1396-2、1397、字大前1398-1、字小橋谷1399-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第321号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成26年 4月28日	浜田市	矢原①地区	告示の日から平成27年 3月31日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成26年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成26年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成24年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

(1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。） 13時00分から14時00分まで（隠岐会場を除く。）
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。） 14時00分から16時00分まで（隠岐会場を除く。）

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6月19日（木）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月18日（金）	松江市	プラバホール
7月29日（火）	出雲市	出雲市民会館
8月27日（水）	大田市	あすてらす
9月4日（木）	安来市	安来市学習訓練センター
9月11日（木）	益田市	ジャストホール
9月12日（金）	浜田市	いわみーる
11月27日（木）	松江市	プラバホール

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 申請期限

各講習実施日の10日前

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階
島根県危険物保安協会連合会
電話 0852-22-7202

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 5 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量 「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成26年 6 月 1 日から平成27年 3 月 31日まで

3 作業地域

県内全域

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成26年 5 月 20 日

島根県労働委員会会長 浅 田 憲 三

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	第44期島根県労働委員会委員 弁護士	平成5、17、18年度島根県弁護士会会長 第41～43期島根県労働委員会委員	平成20年
浅田 憲三	第44期島根県労働委員会委員 弁護士	平成11年度島根県弁護士会会長 第38～43期島根県労働委員会委員	平成13年
尺田 祥三	第44期島根県労働委員会委員	山陰中央新報社論説委員長 島根県社会福祉協議会理事	平成25年
松原 三朗	第44期島根県労働委員会委員 弁護士	平成4、12年度島根県弁護士会会長 第42～43期島根県労働委員会委員	平成21年
水野 彰子	第44期島根県労働委員会委員 弁護士	平成20、24年度島根県弁護士会会長	平成25年
近藤 勝	第44期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部特別執行委員	全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長 中国労働金庫監事 第43期島根県労働委員会委員	平成23年
佐藤 伸廣	第44期島根県労働委員会委員	第38～39期京都府労働委員会委員	平成18年

	U Aゼンセン島根県支部長	第40～43期島根県労働委員会委員	
椎木 盛夫	第44期島根県労働委員会委員 J A M山陰書記長	J A M本部政策政治グループ長	平成25年
田中 了	第44期島根県労働委員会委員 日立金属労働組合安来支部支部長	電機連合島根地域協議会副議長	平成25年
仲田 敏幸	第44期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	中国電力労働組合山陰統括本部本部長 山陰電力関連産業労働組合総連合会会長 島根県電力関連産業労働組合総連合会会長 第43期島根県労働委員会委員	平成24年
江田 小鷹	第44期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社取締役会長 出雲商工会議所名誉会頭	第37～43期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第44期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 一般社団法人島根県法人会連合会会長 島根県中小企業団体中央会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 第38～43期島根県労働委員会委員	平成13年
陶山 秀樹	第44期島根県労働委員会委員 島根電工株式会社取締役会長 島根経済同友会代表幹事	島根県改革推進会議委員 第43期島根県労働委員会委員	平成23年
室崎 富恵	第44期島根県労働委員会委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 島根県知的障害者福祉協会会長	島根県公安委員長	平成25年
森脇 建二	第44期島根県労働委員会委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事	ごうぎんキャピタル株式会社取締役業務部長 第43期島根県労働委員会委員	平成23年
井上 宏	島根県労働委員会事務局長	島根県健康福祉部健康福祉総務課長	平成24年
池尻 隆	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県総務部総務課情報公開・公益法人制度改革スタッフ上席調整監	平成25年

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成26年 5月20日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良一

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成26年 8月24日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成26年6月24日（火）から7月8日（火）まで

（郵送の場合は、7月8日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

イ 電子申請

平成26年6月21日（土）午前9時から7月5日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

正

誤

平成26年3月28日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
87	上から9	基づき申請します。」	基づき」